

津和野町公告第 43 号

町有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 10 月 1 日

津和野町長 下森 博之

1 売却する町有財産（旧 町営住宅 青原第二住宅）に関する事項

種類	所在地	登記地目/建物用途・構造	公簿面積/建物面積	予定価格 (最低入札価格)
土地	津和野町青原 740 番 1	宅地	159.98 m ²	650,000 円
建物	津和野町青原 740 番地 1	(事務所・居宅) 木造セメント瓦葺 2 階建	延 64.57 m ²	
		(物置) 木造垂鉛メッキ鋼板葺平屋建	6.37 m ²	

2 入札参加資格に関する事項

個人、法人を問わず、どなたでも入札に参加することができる。ただし、次に掲げる事項に該当する者は参加できない。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定により入札に参加できないとされた者
- (3) 津和野町の町税等を滞納している者
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号及び第 6 号の規定に該当する者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体及びその役職員または構成員
- (8) 入札参加に関して、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 申込み期間

令和 8 年 10 月 5 日（月）から令和 8 年 10 月 19 日（月）※土曜日、日曜日及び祝日を除く
受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 提出先

津和野町役場 総務財政課

〒699-5292 島根県鹿足郡津和野町枕瀬 218 番地 18

(3) 提出書類

入札参加申込みに必要な書類は、下記の書類とする。なお、書類の様式は、津和野町ホームページ (<https://www.town.tsuwano.lg.jp/>) からダウンロードするか、津和野町役場総務財政課において配布を行う。

- ①入札参加申込書
- ②入札参加資格に関する誓約書
- ③町税等納付状況調査同意書
- ④個人の場合は、住民票（世帯全員分の続柄の表示があるもの）及び本籍地の市町村長が発行する身分証明書（いずれも提出日の3ヶ月以内に交付された原本）
- ⑤法人の場合は、現在事項全部証明書（提出日の3ヶ月以内に交付された原本）
- ⑥納税地を所管する税務署長が発行する未納の消費税額及び地方消費税額（納期が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（提出日の3ヶ月以内に交付された原本）

※共同で買受される場合

代表者選任届により共同買受の代表者を選任し、代表者の氏名で入札参加申込書を作成すること。この場合、②～⑥の書類は共同買受人すべての方について提出すること。

※代理人による入札

次のような場合には、委任状を提出すること。

- ①入札参加申込者が入札当日に都合が悪く、代理人が出席される場合
- ②入札参加申込者が法人となる場合で、従業員の方が入札に出席される場合

※入札参加申込書の受理

入札参加申込書の提出があった場合は、書類を審査したうえで受理するものとし、提出書類に不備等があった場合は、町が指定する日までに補正等を行うこと。入札参加申込書を受理した際は、受付印を押した写しを入札参加希望者に交付するものとする。

※入札参加を取り止める場合

入札参加申込み後、参加を取り止める場合は入札参加辞退届を提出すること。

(4) 申込み方法

持参または郵送にて提出すること。郵送の場合は、簡易書留により申込み期間内に到着したものに限り。

4 現地見学会の実施

(1) 現地見学会の日時及び場所

日時：令和8年10月14日（水） 午前10時から

場所：津和野町青原740番地1（旧 町営住宅 青原第二住宅）

5 入札に関する事項

(1) 入札の日時及び場所

日時：令和8年10月28日（水） 午前9時から

場所：津和野町役場 本庁舎 第1会議室（島根県鹿足郡津和野町枕瀬218番地18）

(2) 入札に必要なもの

- ①入札書
- ②代理人による入札の場合は委任状
- ③入札書に押印する印鑑（入札参加申込書と同じ印鑑。ただし、代理人による入札の場合は、あわせて委任状の受任者の印鑑）
- ④入札書を入れるための封筒 1 通
- ⑤入札参加申込書の受付印のある写し
- ⑥入札保証金は免除

(3) 入札方法等

- ①電報または郵送等による入札は認めない。
- ②入札回数は 1 回のみとする。
- ③代理人として入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- ④入札者またはその代理人は、入札に際し、同一物件について同時に他の代理人となることはできない。
- ⑤入札場所への入場は、入札参加申込書の受付印のある写しを提出すること。
- ⑥入札参加者が 1 人の場合であっても入札を執行する。

(4) 入札の無効等

入札者の入札が次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- ①公告に掲げる資格のない者の行なった入札
- ②法令または入札に関する条件に違反したとき
- ③代理人であらかじめ委任状を提出しなかった者の行った入札
- ④同一物件に対し他人の代理を兼ね、または 2 人以上の代理を行った者の入札
- ⑤同一物件に対して 1 回の入札において 2 通以上の入札を行った者の入札
- ⑥提出された入札書が封入されていないとき
- ⑦入札書に金額及び記名押印がない入札
- ⑧入札書に記載された金額を訂正し、または記載事項について判読できない入札
- ⑨入札書に記載された入札金額が予定価格（最低入札価格）に満たない入札
- ⑩入札に関して不正な行為があったと町長が認めた入札

(5) その他

入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、押印すること。（代理人が入札する場合は、あわせて代理人の住所、氏名を記入のうえ押印すること。）

金額の記入は黒ボールペンで算用数字を用い、最初の数字の前に「金」若しくは「¥」の文字を記入すること。入札金額の訂正はできない。

入札書は、封筒に入れ、所定の入札箱に投入すること。いったん提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(6) 落札者の決定

入札終了後は即時開札を行い、入札書に記載された金額が予定価格（最低入札価格）以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき入札者が 2 人以上の場合は、くじにより落札者を決定する。

6 売買、契約条件等

- (1) 落札者は、町が指定する期日（最短で入札日から 14 日以内）までに売買契約を締結しなければならない。なお、契約書に貼付する印紙代は落札者の負担とする。
- (2) 売買代金は契約締結後 30 日以内に、町の発行する納入通知書により一括納付するものとし、特別な理由がなく、期限内に売買代金を納入しない場合は、契約を解除するものとする。
- (3) 売却する町有財産は、現状有姿にて引き渡すものとする。
- (4) 水道・下水道・電力等の供給処理に必要な引き込みにかかる費用や手続きは契約者によるものとする。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号及び第 6 号の規定に該当する方の事務所、住宅またはこれらに類するものの用途に供してはならない。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所またはこれらに類するものの用途に供してはならない。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供してはならない。
- (8) 上記（5）から（7）までに掲げる用途に供するおそれのある第三者へ譲渡し、または貸付けてはならない。

7 契約内容の公表

契約を締結したものについては、その契約内容（契約金額、落札者等）を公益性の観点から公表する場合がある。

8 その他

- (1) 入札に際しては「津和野町有財産売却一般競争入札参加説明書」の内容を遵守すること。
- (2) 所有権移転登記は売買代金が完納された後、町が嘱託登記を行う。ただし、所有権移転登記に要する登録免許税、その他契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担とする。
- (3) 落札者は、所有権移転登記前に、売買契約を締結した当該土地に係る一切の権利義務を第三者に譲渡できない。

9 問い合わせ先

〒699-5292

島根県鹿足郡津和野町枕瀬 218 番地 18

津和野町役場 総務財政課

電話 0856-74-0028 F A X 0856-74-0002